

(1) 保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

資料2-2

保険料水準の統一の意義・定義

国資料より

統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

保険料水準の統一のスケジュール

今期国保運営方針策定期間
(R6年度～R11年度)

次期国保運営方針策定期間
(R12年度～R17年度)

R6年度～

- ・ 都道府県・市町村間の共通認識醸成
- ・ 目標年度の設定

二次医療圏ごとの統一

- ・ α の引下げ
- ・ 激変緩和措置や医療費適正化の更なる取組

R12年度

納付金ベースの統一

- ・ 市町村個別の歳出・歳入項目の取扱いの整理
- ・ 標準的な収納率による調整
- ・ 保険料算定基準の統一
- ・ 激変緩和措置

～R18年度
※R15年度を目指す

完全統一

- ・ 運営方針の中間見直し年の前年（R8年）の意思決定を目指し、取組を加速化
- ・ 特別調整交付金や保険者努力支援制度でインセンティブ強化（R6年度～）